証券コード　7522
平成30年６月１日

株　主　各　位

東京都大田区羽田一丁目１番３号
ワ　タ　ミ　株　式　会　社
代表取締役社長　清　水　邦　晃

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月15日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年６月18日（月曜日）午前９時30分
２．場　　所　　横浜市西区みなとみらい一丁目１番１号
　　パシフィコ横浜　国立大ホール

開催場所が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

３．目的事項

報告事項
１．第32期（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第32期（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.watami.co.jp/）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

① 事業報告の株式の状況及び新株予約権等の状況
② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
③ 連結計算書類の連結注記表
④ 計算書類の株主資本等変動計算書
⑤ 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成29年４月１日
　至　平成30年３月31日）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府・日銀による継続的な経済対策や金融政策の効果から、雇用及び所得環境の改善が進み緩やかな景気回復傾向にあるものの、海外経済の不確実性や地政学的リスクの高まりによる影響が懸念されるなど、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような環境下、「地球上で一番たくさんのありがとうを集めるグループになろう」というグループスローガンのもと、各事業分野においてお客様のありがとうを集める活動を展開してまいりました。

なお、当連結会計年度より、グループ各事業の役割と責任の明確化を目的として組織運営体制を見直しました。これに合わせた管理区分の変更に伴い報告セグメントの区分方法を変更しています。従来「国内外食」セグメントに含めていた惣菜等の販売事業を「宅食」セグメントに含めております。また、従来「農業」セグメントに含めていたグループ内への卸売事業を「国内外食」及び「宅食」セグメントに含めております。

なお、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

各事業セグメントの業績は以下のとおりです。

（国内外食事業）

国内外食事業におきましては、11店舗の新規出店を実施いたしました。一方では23店舗の撤退を行い、当連結会計年度末の店舗数は467店舗となりました。業態転換等による売上獲得施策と店舗オペレーションの改善等により、既存店売上高前年比は105.3％と昨年に引き続き前年実績を上回る結果となり、増収増益となっております。

その結果、国内外食事業における売上高は48,325百万円（前期比102.2％）、セグメント利益は555百万円（前期は229百万円の損失）と５期振りに黒字化となりました。

（宅食事業）
宅食事業におきましては、当連結会計年度末の営業拠点数は515ヶ所となりました。３月の最終週における調理済み商品の平日１日あたりお届け数は233千食（前年同月最終週は228千食）となっております。調理済み商品のお届け数が前年を上回ったものの、広告宣伝投資負担の増加や食材原価の高騰や労務費等の製造コストの負担が大きくなりました。
その結果、宅食事業における売上高は38,006百万円（前期比101.3%）、セグメント利益は1,983百万円（前期比82.1%）となりました。

（海外外食事業）
海外外食事業におきましては、１店舗の新規出店を実施いたしました。一方では17店舗の撤退を行い、当連結会計年度末の店舗数は70店舗（前期は86店舗）となりました。既存店売上高前年比は92.3%となっており、不採算店舗の撤退等による収益性改善に努めております。
その結果、海外外食事業における売上高は7,417百万円（前期比57.8%）、セグメント利益は61百万円（前期は54百万円の損失）と４期振りに黒字化となりました。
なお、当連結会計年度より、中国大手航空会社、海南航空グループを有する海航集団の一社であるHMV Cultural F&B Group limitedが100%出資する特別目的会社であるBeautiful Oriental Group limited（以下、「BOG」）と合弁会社Watami China Food & Beverage Company Limited（以下、「WCFB」）を設立し、和民國際有限公司(以下「WI」）の完全子会社である和民餐飲管理（上海）有限公司(以下「SH」）と和民餐飲（深圳）有限公司(以下「SZ」）の株式をWCFBに現物出資により移転したうえで、WIのWCFBへの出資持分のうち60%をBOGに一部譲渡したことに伴い、WCFB及び同社の子会社であるSHとSZを連結の範囲から除外しております。

（環境事業）
環境事業におきましては、電力小売事業を中心に展開しております。大口顧客との取引解消等の影響により、売上高は2,286百万円（前期比98.1%）、セグメント利益は38百万円（前期比85.4%）となりました。

（農業）
農業におきましては、有機農産物の生産、酪農畜産及び乳加工品製造を行っております。反収が前期比110.0%となり、売上高は422百万円（前期比109.9%）、セグメント損失は143百万円（前期は140百万円の損失）となりました。

当連結会計年度における当社グループの成果は、国内外食事業及び海外外食事業における収益性改善に努めた結果、売上高96,458百万円（前期比96.1％）となり、営業利益は656百万円（前期比359.4％）、経常利益は1,636百万円（前期比227.9％）、親会社株主に帰属する当期純利益は150百万円（前期は1,833百万円の損失）となりました。

《平成30年３月期連結実績》　（単位：百万円／％）

区分	実績	前期比
売上高	96,458	96.1
経常利益	1,636	227.9
親会社株主に帰属する当期純利益	150	-

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、3,779百万円（店舗賃借に係る保証金156百万円を含む）であり、主として業態転換及び下記店舗の出店によるものであります。

■国内外食事業

名称	店名			
炭旬 5店舗	焼き鳥さつき屋	備長炭焼門七本左衛千葉店	宮城の酒処鶏き ち	ヤキトリ酒場武州屋
	魚と串もんやまざくら上野本店			
ミライザカ 3店舗	千歳烏山北口店	淀屋橋店	松戸西口駅前店	
その他業態 3店舗	39DELICA阿佐ヶ谷店	39DELICA笹塚店	ニッポンまぐろ漁業団錦糸町南口店	

■宅食事業

名称	営業所名			
営業所 1営業所	首都圏両国			

■海外外食事業

名称	店名			
店舗 1店舗	Greenbelt店（フィリピン）			

③　資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として4,000百万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵　直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 29 期 (平成27年３月期)	第 30 期 (平成28年３月期)	第 31 期 (平成29年３月期)	第 32 期 (平成30年３月期)
売　　上　　高	155,310	128,246	100,312	96,458
経常利益又は経常損失(△)	△3,406	△1,132	717	1,636
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△12,857	7,810	△1,833	150
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	△344円31銭	209円13銭	△46円89銭	3円86銭
総　　資　　産	130,904	50,767	41,129	40,805
純　　資　　産	10,007	19,099	16,904	16,426
１株当たり純資産額(円)	257円20銭	479円23銭	424円59銭	413円16銭

⑶　重要な子会社の状況

（単位：百万円／％）

会　社　名	資本金	議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
和民國際有限公司	8,421	100.0	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行
㈲ワタミファーム	3	25.0	農産物の生産・販売、農産加工品の製造・販売及びワタミ㈱に対する農産物の納入
ワタミファーム＆エナジー㈱	194	100.0	電力小売事業、風力発電事業 環境マネジメント事業、循環サービス事業

⑷ 対処すべき課題

主要な事業等の課題につきましては、以下のとおりであります。

① 国内外食事業

外食事業のなかでも当社グループが主に取り組む居酒屋事業は、マーケットは縮小傾向にあり、お客様ニーズの多様化など変化の激しい環境にあります。継続的に既存店売上高前期比100％以上を達成するために、マーケットニーズを的確に捉え、常に新しい価値を提供し続けるとともに、居酒屋事業にとどまることなく、新業態の開発・展開を図ってまいります。

また、商品開発・仕入・物流・生産などのMD体制を抜本的に見直し、自社グループの強みを生かせる商品戦略を展開し、他社との差別化並びに収益構造の改革を引き続き進めてまいります。

② 宅食事業

宅食事業は、高齢化社会の進展とともにマーケットが拡大している一方、新規参入業者の増加など競争環境も激化しております。商品力の強化、エリア戦略の見直しを行い、新規顧客の獲得による市場開拓、シェア拡大を図るとともに、現在ご利用頂いているお客様の長期継続利用につながる囲い込み施策の強化も引き続き行ってまいります。

また、配送スタッフである「まごころスタッフ」の増員活動を強化し、お客様へのお届け体制の充実も併せて図ってまいります。

③ 海外外食事業

海外外食事業は、日本食マーケットが拡大している一方、ニーズの細分化により競争環境も激化しております。現在出店する商業施設のオーナー様のテナント入替ニーズ、お客様の飲食ニーズに対応するため、日本の国内外食事業と商品開発体制など連携を強化しながら新業態の開発を進めてまいります。

また、競合店出店による集客力の低下、不動産施設費の高騰、人件費の上昇など収益環境が短期間で悪化する事例も散見されることから、戦略的なスクラップアンドビルドを進めてまいります。

④　人材・教育

当社グループの人材採用実績は業績の回復とともに改善傾向にありますが、外食事業、宅食事業のいずれにおいても人手不足並びに人件費の上昇など厳しい雇用環境が続いております。グループの事業展開の中核となる人材の確保・育成にあたり、働き方改革の推進により労働環境の改善を行うなど、従業員が長く安心して働くことのできる仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

また、処遇改善、福利厚生制度の拡充のみならず、多様な働き方、多様な人材受け入れを可能とする人事制度の構築など、今後の経営環境の変化に対応できるよう取り組んでまいります。

⑤　中期経営計画の策定、公表

当社グループは現在、中期経営計画を公表しておりません。平成27年3月期に128億円を超える当期純損失を計上し、会社の存続の方向性を検討した結果、翌期、介護事業を譲渡するに至りました。そして、外食事業、宅食事業など食の総合企業として再出発し、さまざまな業績改善施策に取り組んだ結果、平成30年3月期にようやく、5期振りに営業利益、経常利益及び当期純利益の黒字化を果たすことができました。今後の再成長を図るスタートラインにようやくたった状況であると考えております。

また、当社グループの事業を取り巻く環境をふまえると収益構造の改革取り組み、事業リソースの最適配置などについて、改めて検討のうえ中期経営計画を公表すべきとの判断をいたしました。１年後をめどに公表できるよう計画策定を進めてまいります。

⑸ 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

区　　分	事　　業　　内　　容
国内外食事業	食品の製造及び問屋から飲料類を仕入れ、飲食店の経営並びにフランチャイズ事業の展開
宅食事業	食料品材料セット及び調理済み商品の製造、販売、宅配
海外外食事業	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行、海外各地域における飲食店の経営
環境事業	電力小売事業、風力発電事業、環境マネジメント事業、循環サービス事業
農業	農産物の生産・販売、農産加工品の製造・販売及び集中仕込みセンターへの農産物の納入

⑹ 主要な事業所（平成30年３月31日現在）

①　当社の主要な事業所

本社	東京都大田区羽田一丁目１番３号
工場	相模原センター（神奈川県相模原市） 東松山センター（埼玉県比企郡滑川町）、他計12ヶ所

②　主要な子会社の事業所

和民國際有限公司	本　社	香港
㈲ワタミファーム	本　社	千葉県山武市
ワタミファーム＆エナジー㈱	本　社	東京都大田区

③　国内外食店舗数の状況

業態名	地域	店舗数
「和民」「坐・和民」	北海道	4
	東北	8
	関東	62
	北陸・甲信越	6
	東海	12
	関西	25
	中国・四国	14
	九州	6
	小計	137
「ＧＯＨＡＮ」	関東	9
「わたみん家」	東北	1
	関東	7
	北陸・甲信越	1
	関西	2
	中国・四国	3
	九州	5
	小計	19
「炭旬」	東北	2
	関東	24
	東海	2
	関西	10
	中国・四国	3
	九州	2
	小計	43
「TGI Friday's」	関東	12
	関西	2
	海外	1
	小計	15
「ミライザカ」	関東	73
	東海	8
	関西	14
	中国・四国	2
	九州	5
	小計	102

業態名	地域	店舗数
「鳥メロ」	北海道	2
	東北	2
	関東	78
	北陸・甲信越	4
	東海	10
	関西	15
	中国・四国	11
	九州	1
	小計	123
その他	関東	17
	東海	2
	小計	19
国内外食合計		467

※ＦＣ店含む

④　宅食営業拠点数の状況

地域	営業拠点数
東北	18
関東	168
北陸・甲信越	37
東海	74
関西	92
中国・四国	38
九州	88
宅食合計	515

⑤　海外外食店舗数の状況

地域	店舗数
香港	24
中国	25
台湾	9
シンガポール	5
フィリピン	4
韓国	2
カンボジア	1
海外外食合計	70

※ＦＣ店含む

⑺ 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内外食事業	944（4,835）名	13（△44）名
宅食事業	671（1,432）名	36（△264）名
海外外食事業	1,082（788）名	△242（△162）名
環境事業	26（3）名	△4（△3）名
農業	22（25）名	△1（△12）名
その他	80（44）名	△6（△13）名
総計	2,825（7,127）名	△204（△498）名

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,706（6,311）名	41（△248）名	39.9歳	7.60年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	2,651
株式会社みずほ銀行	1,730
株式会社三井住友銀行	1,620
三井住友信託銀行株式会社	440

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水邦晃	和民國際有限公司取締役
取締役	門司実	M D本部長
取締役	吉田光宏	経営企画本部長
取締役	小田剛志	経営管理本部長 和民國際有限公司取締役
取締役	中堤康之	西川産業株式会社取締役常務執行役員
取締役	金田勇	金田公認会計士事務所代表 金田税理士事務所代表 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 特任教授
常勤監査役	千葉徹	
監査役	中西茂夫	
監査役	武藤多賀志	サントリー酒類株式会社執行役員市場開発本部長

（注）１．取締役中堤康之氏及び金田勇氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．常勤監査役千葉徹氏、監査役中西茂夫氏及び武藤多賀志氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．取締役中堤康之氏は、株式会社ワコール、西川産業株式会社にて取締役等を歴任しており、会社経営に関する豊富な経験や知見を有しております。

４．取締役金田勇氏は、会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な経験や知見を有しており、また、大学の専門機関にて管理会計・ガバナンスに関する専門的研究を行っており、企業の管理体制に対して豊富な経験や知見を有しております。

５．常勤監査役千葉徹氏は、銀行において長年企業金融業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する豊富な経験や知見を有しております。

６．監査役中西茂夫氏は、酒類・食品総合卸売商社の役員としての豊富な経験や知見を有しております。

７．監査役武藤多賀志氏は、酒類・販売メーカーの執行役員としての豊富な経験や知見を有しております。

８．当社は、取締役中堤康之氏及び金田勇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役を除く。）及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款において取締役及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、各社外取締役、各社外監査役は当社との間で会社法第４２７条第１項の規定に基づき、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （3）	71百万円 (8)
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3）	9百万円 (9)
合計 （うち社外役員）	10名 (6)	80百万円 (18)

（注）1．上記には、平成29年６月25日開催の第31期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名を含んでおります。

2．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役の報酬限度額は、平成９年６月27日開催の第11期定時株主総会において月額15百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4．監査役の報酬限度額は、平成９年６月27日開催の第11期定時株主総会において月額1.5百万円以内と決議いただいております。

5．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額14百万円（社外取締役を除く取締役４名に対し14百万円）

・ストック・オプションによる報酬額３百万円（社外取締役を除く取締役４名に対し３百万円）

④　社外役員に関する事項

ア．他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役中堤康之氏は、西川産業株式会社取締役常務執行役員を兼務しております。なお、当社グループと兼職先との間に特別の関係はございません。

・取締役金田勇氏は、金田公認会計士事務所代表、金田税理士事務所代表、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授を兼務しております。なお、当社グループと兼職先との間に特別の関係はございません。

・監査役武藤多賀志氏は、サントリー酒類株式会社執行役員市場開発本部長を兼務しております。なお、当社グループと同社グループとの間に間接的な商品仕入等の取引があります。

イ．当事業年度における主な活動状況

	取締役会出席率	監査役会出席率	発言状況
取締役　中堤康之	76.5%	-	会社経営に関する豊富な経験や知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。
取締役　金田　勇	100.0%	-	会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な経験や知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。
監査役　千葉　徹	100.0%	100.0%	企業金融経験者としての豊富な経験や知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
監査役　中西茂夫	100.0%	100.0%	酒類・食品総合卸売商社の役員としての豊富な経験や知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
監査役　武藤多賀志	88.2%	100.0%	酒類・販売メーカーの執行役員としての豊富な経験や知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。

⑵ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑶ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

ⅰ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．コンプライアンス体制の基礎として、「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を定め、企業理念の基本姿勢を明確にするとともに、その周知徹底を図ることとする。

イ．全社員が定期的に実施される研修会において、企業理念に関して継続的に啓蒙教育を実施する。

ウ．執行部門から独立した内部監査部門を置き、内部監査規程に基づき定期監査及び臨時監査を行うこととする。

エ．取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞無く取締役会において報告するものとする。

オ．法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、当社とは独立した組織である「ワタミヘルプライン」を設け、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。

カ．監査役は当社の法令遵守体制及び社内通報体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

ⅱ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で定められた期間、保存・管理することとする。

iii　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．当社は、当社の業務施行に係るリスクに関して、個々のリスクの領域毎に、当該リスクに関する事項を統括する担当取締役又は執行役員が、それぞれのリスク管理体制を整えることとする。

イ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

iv　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

イ．取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

v　当社及び当社子会社（以下「グループ会社」という）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を定め、これを基礎として、グループ会社の各社で諸規程を定めるものとする。

イ．グループ会社はすべて取締役会、監査役設置会社とし、当社の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役に就任し、グループ会社の業務の適正を監視できる体制とする。（以下、当社の監査役を「当社監査役」といい、当社の子会社の監査役を「子会社監査役」という）

ウ．グループ会社の経営については、毎月開催される取締役会で子会社の取締役から業務執行状況、財務状況その他の重要情報について定期的に報告するものとする。

エ．グループ会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象を発見した場合には、当社の主管部署及び当社監査役に報告する体制とする。グループ会社のリスク管理体制については、主管部署が総合的に指導及び支援を行うものとする。

オ．当社の内部監査担当者は、グループ会社に対する内部監査を定期的に実施し、業務の適正性を監査する。内部監査担当者はその結果を、適宜、当社監査役及び代表取締役に報告するものとする。

vi　当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア．当社監査役の職務を補助する使用人について、取締役会は当社監査役と十分協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置する。

イ．当社監査役を補助すべき使用人の評価、異動等については当社監査役に意見を求め、その意見を尊重する。

vii　グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

ア．当社監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告を受けるものとする。

イ．グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を当社監査役に報告するものとする。

ウ．グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応するものとする。

エ．ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は当社監査役が出席するコンプライアンス委員会で報告を行うものとする。

オ．本項ア及びエの報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを、内部通報規程及び就業規則等により禁止している。

viii　当社監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行うものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

ⅰ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を定期的に開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を基に、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

執行部門から独立した内部監査部門がグループ会社の各部門に赴き、定期監査及び臨時監査を実施することで、リスクや対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性と順守の教育を実施しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

ワタミヘルプラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資の確保等、不測の事態に備えております。

ⅱ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に保存及び保管しています。

ⅲ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントにつきましては、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしており、リスク管理担当部門がリスクの識別、分類、分析、評価についての定期見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行いました。

iv　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「②　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要　ⅰ　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会を開催し、各事業部門の執行状況の把握をするとともに、重要事項について協議し、機動的な意思決定を行いました。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、平成30年３月23日開催の取締役会において、執行役員の選任を行いました。

v　グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「②　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要　ⅰ　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会を開催し、グループ会社に対して、その営業活動を把握し、一定基準に該当する重要事項についての報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。また、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

vi　当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会は、当社監査役の求めに応じて当社監査役と十分協議を行い、必要に応じて当社監査役の職務を補助する使用人を任命及び配置する体制を整えております。また、当該使用人の評価、異動等に関しては当社監査役に意見を求め、その意見を尊重する体制を整えています。

vii　グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

ア．当社監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告を受けるものとしております。

イ．グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を当社監査役に報告しております。

ウ．グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応するものとしております。

エ．ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は当社監査役が出席するコンプライアンス委員会で報告を行っております。

オ．本項ア及びエの報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを、内部通報規程及び就業規則等により禁止しています。

viii　当社監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行っております。

⑷　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

⑸　特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

⑹　親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	19,696	流動負債	15,339
現金及び預金	14,890	支払手形及び買掛金	3,275
売掛金	2,009	短期借入金	4,027
商品及び製品	400	リース債務	968
仕掛品	252	未払金	2,236
原材料及び貯蔵品	364	未払法人税等	624
繰延税金資産	24	未払費用	2,563
その他	1,824	賞与引当金	758
貸倒引当金	△68	役員賞与引当金	14
固定資産	21,109	販売促進引当金	54
有形固定資産	10,834	その他	815
建物及び構築物	7,032	固定負債	9,039
機械装置及び運搬具	367	長期借入金	3,016
土地	548	リース債務	1,901
リース資産	2,040	資産除去債務	2,997
建設仮勘定	466	その他	1,123
その他	379	負債合計	24,379
無形固定資産	1,245	（純資産の部）	
その他	1,245	株主資本	15,852
投資その他の資産	9,029	資本金	4,410
投資有価証券	371	資本剰余金	5,002
繰延税金資産	83	利益剰余金	10,568
差入保証金	7,292	自己株式	△4,129
投資固定資産	28	その他の包括利益累計額	299
その他	1,936	その他有価証券評価差額金	12
貸倒引当金	△682	為替換算調整勘定	287
資産合計	40,805	新株予約権	196
		非支配株主持分	77
		純資産合計	16,426
		負債純資産合計	40,805

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		96,458
売上原価		41,071
売上総利益		55,386
販売費及び一般管理費		54,729
営業利益		656
営業外収益		
受取利息	44	
協賛金収入	199	
助成金収入	548	
設備賃貸収入	313	
雑収入	554	1,660
営業外費用		
支払利息	155	
設備賃貸費用	305	
持分法による投資損失	67	
雑損失	153	681
経常利益		1,636
特別利益		
関係会社株式売却益	36	36
特別損失		
固定資産除却損	205	
減損損失	849	1,055
税金等調整前当期純利益		617
法人税、住民税及び事業税	435	
法人税等調整額	11	446
当期純利益		170
非支配株主に帰属する当期純利益		19
親会社株主に帰属する当期純利益		150

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	12,978	流動負債	14,349
現金及び預金	8,159	買掛金	3,011
売掛金	1,653	短期借入金	600
商品及び製品	372	一年内返済予定の長期借入金	3,378
仕掛品	223	リース債務	957
原材料及び貯蔵品	224	未払金	2,186
前払費用	843	未払法人税等	600
短期貸付金	883	前受金	96
立替金	318	未払費用	2,271
未収入金	302	預り金	367
その他	64	前受収益	101
貸倒引当金	△67	賞与引当金	671
固定資産	26,513	役員賞与引当金	14
有形固定資産	9,168	販売促進引当金	54
建物	6,288	その他	37
構築物	166	固定負債	8,430
機械及び装置	119	長期借入金	2,822
車両運搬具	0	リース債務	1,767
器具及び備品	157	繰延税金負債	143
土地	525	資産除去債務	2,727
リース資産	1,904	預り保証金	766
建設仮勘定	7	その他	202
無形固定資産	1,226	負債合計	22,779
商標権	8	（純資産の部）	
ソフトウェア	1,048	株主資本	16,502
ソフトウェア仮勘定	105	資本金	4,410
電話加入権	64	資本剰余金	5,002
投資その他の資産	16,118	資本準備金	5,002
投資有価証券	39	利益剰余金	11,219
関係会社株式	7,756	利益準備金	107
関係会社出資金	100	その他利益剰余金	11,112
長期貸付金	1,712	別途積立金	9,600
破産更生債権等	161	繰越利益剰余金	1,512
長期前払費用	120	自己株式	△4,129
差入保証金	6,596	評価・換算差額等	12
保険積立金	784	その他有価証券評価差額金	12
投資固定資産	28	新株予約権	196
その他	72	純資産合計	16,712
貸倒引当金	△1,253		
資産合計	39,492	負債純資産合計	39,492

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		85,978
売上原価		36,245
売上総利益		49,733
販売費及び一般管理費		49,041
営業利益		691
営業外収益		
受取利息	35	
協賛金収入	199	
助成金収入	497	
設備賃貸収入	313	
新株予約権戻入益	84	
雑収入	357	1,487
営業外費用		
支払利息	145	
設備賃貸費用	305	
貸倒引当金繰入額	121	
雑損失	158	731
経常利益		1,448
特別損失		
固定資産除却損	200	
関係会社株式評価損	79	
減損損失	749	1,029
税引前当期純利益		418
法人税、住民税及び事業税	391	
法人税等調整額	△31	359
当期純利益		59

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月21日

ワタミ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　羽　鳥　良　彰　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　東　正　裕　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、ワタミ株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタミ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月21日

ワタミ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　羽　鳥　良　彰　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　東　正　裕　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ワタミ株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月23日

ワタミ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　千葉　徹　㊞

社外監査役　中西　茂夫　㊞

社外監査役　武藤　多賀志　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

平成30年３月期は５期振りに連結営業利益、連結経常利益及び連結当期純利益いずれも黒字化することができました。連結当期純利益は減損損失計上の影響もあり、配当実施には充分な水準とは言えませんが、キャッシュ・フローでは11億円を超える現金及び現金同等物の増加となっております。これらを総合的に勘案し、当初計画に１株あたり2.5円を増配し、１株あたり7.5円といたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金7.5円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は293,199,818円となります。

なお、中間配当は無配となっておりますので、年間配当金は１株につき7.5円となり、前期と比べ2.5円の増配となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月19日

第２号議案　定款一部変更の件

⑴　変更の理由

①　当社は、社外取締役が過半数で構成される監査等委員会を設置し、取締役の職務執行の監査等を担うとともに取締役会で議決権を有する監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、効率的かつ迅速な職務執行と監査、監督体制の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化を目的に、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

この移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

②　上記条文の新設・削除に伴う条数の変更等所要の変更のほか、定款全体を見直し一部の字句を漢字表記に統一するとともに、引用する定款の条数の修正、一部字句の修正を行うものであります。

⑵　変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
（目的）	（目的）
第２条　　（省　　略）	第２条　　＜現行どおり＞
２．前項各号及びそれに付帯または関連する一切の業務	２．前項各号及びそれに付帯又は関連する一切の業務
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会、取締役のほか次の機関を置く。	第４条　　＜現行どおり＞
(1) 取締役会	(1)　　＜現行どおり＞
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	＜削　　除＞
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章　株式	第２章　株式
（単元未満株主の権利制限）	（単元未満株主の権利制限）
第10条　当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第10条　＜現行どおり＞
（1）会社法第189条第２項に掲げる権利	（1）　＜現行どおり＞
（2）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利	（2）　＜現行どおり＞
（3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利	（3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
（4）前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利	（4）　＜現行どおり＞
（株主名簿管理人）	（株主名簿管理人）
第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。	第11条　＜現行どおり＞
②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。	②　＜現行どおり＞
③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（株式取扱規程）	（株式取扱規程）
第12条　当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式、並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規程による。	第12条　当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式、並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規程による。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（基準日） 第13条の１　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	（基準日） 第13条の１　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章の２　優先株式	第２章の２　優先株式
（第１種優先配当）	（第１種優先配当）
第13条の２　当会社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第１種優先株式の株主（以下「第１種優先株主」という。）または第１種優先株式の登録株式質権者（以下「第１種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該配当に先立ち、第１種優先株式１株につき、当該配当において普通株式１株に対して交付する配当財産の額に、第１種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める一定率（100パーセントを下限とし、300パーセントを上限とする。）を乗じた額（小数部分が生じる場合、当該小数部分については、第１種優先株式の発行に先立って取締役会が定める額とする。）の剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。以下「第１種優先配当」という。）を行う。ただし、第１種優先配当の計算の結果、算出された額が次項に定める第１種無配時優先配当の額に満たない場合、第１種優先配当の額は第１種無配時優先配当の額と同額とする。	第13条の２　当会社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第１種優先株式の株主（以下「第１種優先株主」という。）又は第１種優先株式の登録株式質権者（以下「第１種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該配当に先立ち、第１種優先株式１株につき、当該配当において普通株式１株に対して交付する配当財産の額に、第１種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める一定率（100パーセントを下限とし、300パーセントを上限とする。）を乗じた額（小数部分が生じる場合、当該小数部分については、第１種優先株式の発行に先立って取締役会が定める額とする。）の剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。以下「第１種優先配当」という。）を行う。ただし、第１種優先配当の計算の結果、算出された額が次項に定める第１種無配時優先配当の額に満たない場合、第１種優先配当の額は第１種無配時優先配当の額と同額とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
② 当会社は、毎事業年度の末日、毎年９月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に対して剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。）を行わないときは、当該株主名簿に記載または記録された第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対し、第１種優先株式１株につき、第１種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額に相当する配当財産（配当財産は金銭に限る。）による剰余金の配当（以下「第１種無配時優先配当」という。）を行う。	② 当会社は、毎事業年度の末日、毎年９月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。）を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録された第１種優先株主又は第１種優先登録株式質権者に対し、第１種優先株式１株につき、第１種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額に相当する配当財産（配当財産は金銭に限る。）による剰余金の配当（以下「第１種無配時優先配当」という。）を行う。
③ 第１種優先配当または第１種無配時優先配当の全部または一部が行われなかったときは、当会社は、その不足額を累積し、第１項または第２項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対し、第１種優先配当または第１種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当（以下「第１種累積未払配当」という。）を行う。	③ 第１種優先配当又は第１種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当会社は、その不足額を累積し、第１項又は第２項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第１種優先株主又は第１種優先登録株式質権者に対し、第１種優先配当又は第１種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当（以下「第１種累積未払配当」という。）を行う。
④ 当会社は、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対し、第１種優先配当、第１種無配時優先配当及び第１種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。	④ 当会社は、第１種優先株主又は第１種優先登録株式質権者に対し、第１種優先配当、第１種無配時優先配当及び第１種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（第１種優先株主に対する残余財産の分配） 第13条の３　当会社の残余財産を分配するときは、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対して、普通株主または登録株式質権者に先立って、前条第３項に規定する不足額に相当する金銭を支払う。 ②　当会社は、前項に規定する場合には、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対して、前項の規定による支払いのほか、普通株主または普通登録株式質権者に対して割り当てる残余財産の価額に相当する金銭を支払う。	（第１種優先株主に対する残余財産の分配） 第13条の３　当会社の残余財産を分配するときは、第１種優先株主又は第１種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は登録株式質権者に先立って、前条第３項に規定する不足額に相当する金銭を支払う。 ②　当会社は、前項に規定する場合には、第１種優先株主又は第１種優先登録株式質権者に対して、前項の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して割り当てる残余財産の価額に相当する金銭を支払う。
（議決権） 第13条の４　第１種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、過去２年間において、法令及び本定款に従って第１種優先配当または第１種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第１種優先配当または第１種無配時優先配当に係る配当財産の交付が行われるまでの間は、この限りでない。	（議決権） 第13条の４　第１種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、過去２年間において、法令及び本定款に従って第１種優先配当又は第１種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第１種優先配当又は第１種無配時優先配当に係る配当財産の交付が行われるまでの間は、この限りでない。
（普通株式を対価とする取得条項） 第13条の６　　（省　　略） (1) 当会社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換または株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合　当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日の前日 (2)　　（省　　略）	（普通株式を対価とする取得条項） 第13条の６　＜現行どおり＞ (1) 当会社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合　当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日 (2)　　＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株式の分割、株式の併合等） 第13条の７　当会社は、株式の併合を行うときは、普通株式及び第１種優先株式の双方を同時に同一の割合で行う。 ②　当会社は株式の分割または株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。 (1) 普通株式及び第１種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。 (2) 普通株式または第１種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式を有する株主または登録株式質権者に対して、株式の分割を行う種類の株式をもって株式無償割当てを行う。株式無償割当ては１株につき株式の分割と同一の割合で行う。 (3) 普通株主または普通登録株式質権者には普通株式の株式無償割当てを、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者には第１種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。 ③　（省　略） ④　（省　略） ⑤　当会社は、新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主または普通登録株式質権者には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者には第１種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。	（株式の分割、株式の併合等） 第13条の７　当会社は、株式の併合を行うときは、普通株式及び第１種優先株式の双方を同時に同一の割合で行う。 ②　当会社は株式の分割又は株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。 (1)　＜現行どおり＞ (2) 普通株式又は第１種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、株式の分割を行う種類の株式をもって株式無償割当てを行う。株式無償割当ては１株につき株式の分割と同一の割合で行う。 (3) 普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式の株式無償割当てを、第１種優先株主又は第１種優先登録株式質権者には第１種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。 ③　＜現行どおり＞ ④　＜現行どおり＞ ⑤　当会社は、新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、第１種優先株主又は第１種優先登録株式質権者には第１種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
⑥　当会社は、株式移転を行うとき（他の株式会社と共同して株式移転を行う場合を除く。）は、普通株主または普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者には第１種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する第１種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。	⑥　当会社は、株式移転を行うとき（他の株式会社と共同して株式移転を行う場合を除く。）は、普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、第１種優先株主又は第１種優先登録株式質権者には第１種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する第１種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
⑦　（省　略）	⑦　＜現行どおり＞
⑧　（省　略）	⑧　＜現行どおり＞
（その他の事項） 第13条の８　当会社は、第14条の２乃至７に定めるほか、第１種優先株式に関する事項について、これを第１種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。	（その他の事項） 第13条の８　当会社は、第13条の２乃至７に定めるほか、第１種優先株式に関する事項について、これを第１種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集権者及び議長） 第15条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長が招集する。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。	（招集権者及び議長） 第15条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長又は取締役社長が招集する。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
②　株主総会においては、取締役会長または取締役社長が議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	②　株主総会においては、取締役会長又は取締役社長が議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議の方法） 第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	（決議の方法） 第17条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
②　（省　略）	②　＜現行どおり＞
（議決権の代理行使） 第18条　（省　略）	（議決権の代理行使） 第18条　＜現行どおり＞
②　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。	②　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第19条　当会社の取締役は、15名以内とする。	（員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
＜新　　設＞	②　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任） 第20条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（選任） 第20条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
②　（省　略）	②　＜現行どおり＞
③　（省　略）	③　＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
＜新　　設＞	④　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新　　設＞	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新　　設＞	③　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。
（取締役会の招集） 第23条　　（省　　略） ②　取締役会の招集通知は、会日の３日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集） 第23条　　＜現行どおり＞ ②　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
＜新　　設＞	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の決議の省略） 第24条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（報酬等） 第25条　取締役の報酬、賞与その他業務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他業務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任限定契約） 第26条　　（省　　略）	（取締役の責任限定契約） 第27条　　＜現行どおり＞
第５章　監査役及び監査役会	＜削　　除＞
（員数） 第27条　当会社の監査役は、５名以内とする。	＜削　　除＞
（選任） 第28条　当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削　　除＞
（任期） 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削　　除＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役会）	＜削　　除＞
第30条　監査役会の招集通知は、会日の３日前に各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	
②　監査役は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	
（報酬等）	＜削　　除＞
第31条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	
（監査役の責任限定契約）	＜削　　除＞
第32条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	
＜新　　設＞	第５章　監査等委員会
＜新　　設＞	（監査等委員会の招集）
	第28条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
＜新　　設＞	（常勤の監査等委員）
	第29条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第33条～第34条（省　　略）	第30条～第31条 ＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（報酬等） 第35条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第32条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算	第７章　計算
（事業年度） 第36条　　（省　　略）	（事業年度） 第33条　　＜現行どおり＞
（期末配当金） 第37条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	（期末配当金） 第34条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
（中間配当金） 第38条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（中間配当金） 第35条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
（配当金の除斥期間） 第39条　　（省　　略）	（配当金の除斥期間） 第36条　　＜現行どおり＞

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（６名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	清水邦晃 （しみず くにあき） （昭和45年６月１日）	平成３年９月　当社入社 平成９年８月　当社東日本事業部部長 平成15年８月　当社執行役員兼ゴハン事業本部長 平成17年９月　㈱アールの介護取締役 平成18年４月　ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成21年６月　当社取締役兼ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成24年11月　当社常務取締役兼ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成26年10月　当社常務取締役兼ワタミフードサービス㈱代表取締役社長 平成27年３月　当社代表取締役社長兼ワタミフードシステムズ㈱代表取締役社長 平成27年４月　和民國際有限公司取締役（現任） 平成27年12月　ＳＯＭＰＯケアネクスト㈱社外取締役 平成27年12月　当社代表取締役社長（現任）	7,235株
	<候補者とした理由> 同氏は、外食事業子会社や介護事業子会社の代表取締役社長等を歴任し、現在は当社の代表取締役社長として、ワタミグループ各事業の成長と業績向上に向けた取り組みを牽引するなど豊富な経験と実績を有しております。当社は同氏がワタミグループの企業理念に基づき、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	吉田　光宏 （よしだ みつひろ） （昭和35年5月9日）	昭和58年４月　三井生命保険㈱入社 平成９年９月　当社入社 平成10年12月　当社経営企画部長 平成15年４月　当社執行役員戦略統括本部長 平成15年７月　㈱ティージーアイ・フライデーズ・ジャパン営業執行責任者 平成16年３月　当社執行役員人材開発本部長 平成16年６月　当社取締役人材開発本部長 平成20年８月　当社取締役兼㈱タクショク代表取締役副社長 平成21年４月　当社取締役兼ワタミタクショク㈱代表取締役社長 平成24年11月　当社常務取締役兼ワタミタクショク㈱代表取締役社長 平成26年10月　当社常務取締役兼ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成27年３月　当社取締役兼ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成29年４月　当社取締役経営企画本部長 平成30年４月　当社取締役レストラン・ＦＣ事業本部長（現任）	5,400株
	<候補者とした理由> 同氏は、経営企画部門、人材開発部門のほか、外食事業部門長、宅食事業子会社の代表取締役社長等を歴任し、現在は、レストラン・ＦＣ事業本部を統括するなど豊富な経験と実績を有しております。当社は同氏がワタミグループの企業理念に基づき、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況</th><th>所有する
当 社 の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>小　田　剛　志
（おだ たけし）
（昭和47年6月23日）</td><td>平成７年４月　㈱北海道銀行入行
平成13年７月　当社入社
平成17年４月　当社経理部長
平成22年４月　当社経営企画本部統括部長
平成26年４月　当社執行役員経営企画本部長
平成27年４月　和民國際有限公司取締役（現任）
平成27年６月　当社取締役経営企画本部長
平成29年４月　当社取締役経営管理本部長
平成30年４月　当社取締役（経営企画本部管掌）
（現任）</td><td>1,200株</td></tr>
<tr><td colspan="3"><候補者とした理由>
同氏は、財務担当役員としての高い専門性と識見、幅広い経験を有しており、長年にわたり当社の財務体質の改善に大きく貢献してまいりました。当社は同氏がワタミグループの企業理念に基づき、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>※
磯　野　健　雄
（いその たけお）
（昭和46年9月1日）</td><td>平成８年４月　㈱新潟ニチイ
（現イオンリテール㈱）入社
平成16年８月　㈲ワタミファーム入社
平成22年２月　㈲ワタミファーム代表取締役社長
平成29年４月　当社執行役員
外商・農業事業部長兼
㈲ワタミファーム代表取締役社長
平成30年４月　当社執行役員MD本部長（現任）</td><td>1,200株</td></tr>
<tr><td colspan="3"><候補者とした理由>
同氏は、長年にわたり有機農業に従事した後、有機農業子会社の代表取締役社長として、生産から販売までのワタミグループ独自の６次産業モデル構築に大きく貢献してまいりました。
当社は同氏がワタミグループの企業理念に基づき、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
　　２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	千葉　徹 （ちば　とおる） （昭和30年２月10日）	昭和53年４月　㈱横浜銀行入行 平成10年７月　同　シンガポール支店長 平成14年４月　横浜キャピタル㈱代表取締役社長 平成19年６月　㈱TBK取締役上席執行役員 平成22年６月　横浜信用保証㈱監査役 平成28年６月　当社社外監査役（現任）	－株
	<候補者とした理由> 同氏は、銀行において長年企業金融業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 平成28年６月からは常勤監査役として当社経営に関与しており、監査等委員としての立場から引き続き当社の経営に参画いただくことで、当社の経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	中堤康之 （なかつつみ やすゆき） （昭和27年8月25日）	昭和51年７月　㈱ワコール入社 平成４年４月　同社ワコールシンガポール代表取締役社長 平成19年４月　㈱ワコール執行役員ブランド事業本部西日本販売統括部長 平成20年４月　同社常務執行役員ブランド事業本部東日本販売統括部長 平成23年４月　同社取締役専務執行役員ワコールブランド事業本部長 平成26年４月　同社取締役副社長執行役員国内営業担当 平成28年６月　当社社外取締役（現任） 平成28年８月　西川産業㈱取締役常務執行役員（現任）	－株
	<候補者とした理由> 同氏は、会社経営に関する豊富な経験や知見をもとに、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。 平成28年６月からは社外取締役として当社経営に関与しており、監査等委員としての立場から引き続き当社の経営に参画いただくことで、当社の経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	金田　勇 （かねだ いさむ） （昭和30年７月10日）	昭和62年４月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人） 平成２年３月　金田公認会計士事務所代表（現任） 平成３年８月　金田税理士事務所代表（現任） 平成17年４月　青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授（現任） 平成28年６月　当社社外取締役（現任）	－株
	<候補者とした理由> 同氏は、過去に直接企業経営に携わった経験はありませんが、会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な経験や知見をもとに、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。 平成28年６月からは社外取締役として当社経営に関与しており、監査等委員としての立場から引き続き当社の経営に参画いただくことで、当社の経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．千葉徹氏、中堤康之氏及び金田勇氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．当社は、千葉徹氏、中堤康之氏及び金田勇氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、各氏の監査等委員である社外取締役としての選任が承認された場合は、各氏との当該契約を締結する予定であります。
４．千葉徹氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。また、中堤康之氏と金田勇氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は両氏とも本総会終結の時をもって２年となります。
５．当社は中堤康之氏及び金田勇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の監査等委員である社外取締役としての選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
清永敬文 （きよなが　たかふみ） （昭和42年10月19日）	平成７年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） のぞみ総合法律事務所入所（現任）	－株
<候補者とした理由> 同氏は、過去に直接企業経営に携わった経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、当社の経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．清永敬文氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．清永敬文氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、平成９年６月27日開催の第11期定時株主総会において、月額15百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を、これまでの取締役の報酬等の額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額240百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は６名（うち社外取締役２名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、４名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

パシフィコ横浜　国立大ホール
横浜市西区みなとみらい一丁目１番１号

開催場所が前年と異なっておりますので、
ご来場の際にはお間違えのないようお願い申し上げます。



＜交通＞
◆みなとみらい線（東急東横線・副都心線直通）「みなとみらい駅」より徒歩５分/ＪＲ桜木町駅より徒歩12分
※駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
＜受付＞
なお受付開始時間は午前８時45分を予定しております。
会場には株主様のみご入場いただけます。株主様のご家族様・ご友人様につきましては、ご入場いただけません。何卒ご了承ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。